

第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議について

～原子力災害対策特別措置法改正案の閣議決定を受けて～

平成24年2月22日

危機対策・情報課

1月31日（火）、島根原子力発電所に関する防災対策の実施に関する企画を検討するため、県庁関係部局長及び関係課長、各総合事務所長、関係市・消防局による「第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議」を下記のとおり開催しました。

なお、この会議は、1月31日の閣議で原子力災害対策特別措置法の改正案が決定されたことに基づき、開催したものです。

- 1 日 時 平成24年1月31日（火） 午後3時30分～4時30分
- 2 場 所 災害対策本部室（第二庁舎3階）
- 3 出席者 知事、副知事等プロジェクトチーム構成員、各総合事務所長（TV会議により参加）
米子市及び境港市、西部消防局職員（同上）
※他の市町村には、自治体衛星回線で中継
- 4 協議事項等
 - (1) 島根原子力発電所の現状
 - (2) 閣議決定の内容等（環境省設置法の改正案、原子力災害対策特別措置法の改正案、島根原発に係る安全協定等の締結）
 - (3) 鳥取県等への影響とその対応
 - ア 今までの対応
 - イ 今後の対応（E P Z拡大に伴う内容、原災法改正に伴い新たに追加される内容、安全協定締結による内容）
 - ウ 新たな課題
 - エ 市町村の対応等（地域防災計画（原子力災害対策編）の改定等）
- 5 協議結果等
 - ・改正法により関係周辺都道府県として、鳥取県が正式に位置付けられることが見込まれる。
 - ・法令改正まで待たずに、予算で必要なもの（モニタリング、被ばく医療、安定ヨウ素剤等）は、当初予算又は補正予算で取り組むこと。
 - ・2月16日の島根県との合同原子力災害訓練には、関係周辺都道府県となることを前提として積極的に取り組むこと。
 - ・被ばく医療の取り組みは、現時点では被ばく医療機関を指定していないなど、幾多の課題に正面から一丸となって取り組む必要がある。
 - ・新たな対応が必要となる事項「広域避難所の運営」、「安否情報の収集と提供」、「放射能汚染地域の除染」、「補償相談対応」については、主となって取り組むこととなった部局が率先して取り組むこと。
 - ・原発に関する知識、能力を高めるため危機管理局から積極的に各部局関係者に情報提供する。
 - ・島根県とは、共同で業務に取り組む或いはノウハウを活用させていただくために、協議会を設置することを相談したり、人事交流等してはどうか 等

【参考】

原子力安全対策プロジェクトチーム概要

1. 目的 島根原子力発電所に関する防災対策の実施に関する企画
2. チーム長 知事
3. 副チーム長 副知事
4. 事務局長 危機管理局長
5. 事務局 危機管理局（危機対策・情報課）
6. 構成メンバー
未来づくり推進局長、行財政改革局長、地域づくり支援局長、文化観光局長、福祉保健部長、健康医療局長、生活環境部長、衛生環境研究所長、経済通商総室長、農林水産部次長（技術）、県土整備部次長（技術）、各総合事務所長、会計指導課長、経営企画課長、病院局総務課長、教育次長、警察本部警備第二課長
7. ワーキンググループの設置
全体又は個別課題毎に課長級等で構成するワーキンググループを設置
8. 設置期間
防災対策の実施体制構築までの間（2～3年度）